

概要版

美浜町高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画



平成27年3月

美浜町

1 計画策定の背景

わが国の高齢者人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在 3,190 万人※1 となっており、高齢化率は 25.1% と国民の 4 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者となっています。

本町においても、平成 26 年 4 月 1 日時点で高齢化率が 25% を超え、町民の約 4 人に 1 人は高齢者となっており、国と同様に高齢化が進んでいます。また、高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症の高齢者等の支援を必要とする人も増加すると考えられます。

本町では、平成 24 年 3 月に「美浜町高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域ネットワークづくりや介護予防の拠点整備、地域包括支援センターの充実を目指すとともに、高齢者の権利擁護や災害対策、孤立防止等、様々な面からの支援の充実を図ってきました。

今後は、高齢化のピークとなる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、本町は、地域包括ケア推進の方針のもとに、高齢者福祉施策及び介護保険事業等を総合的かつ計画的に展開していくための「美浜町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定します。

※1資料：総務省「人口推計」

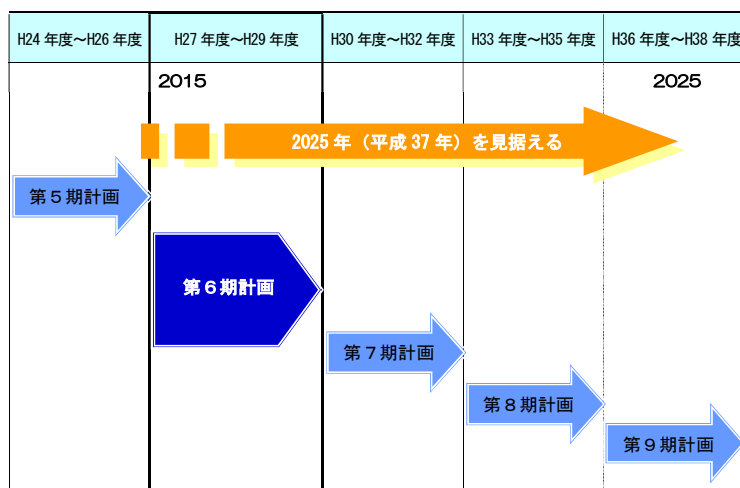
2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条に規定された「高齢者福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定された「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

したがって、本計画は介護を必要とする高齢者のみでなく、美浜町のすべての高齢者を対象とした、高齢者福祉全般にわたる総合的な計画です。

3 計画の期間

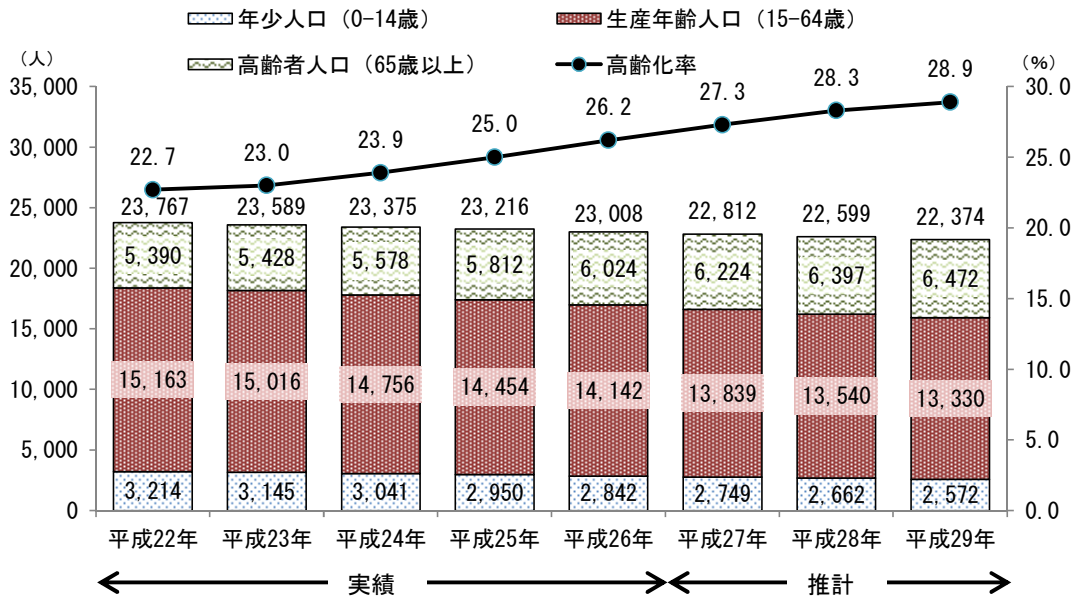
計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年を 1 期とした計画です。また、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、高齢化がピークを迎える 2025 年（平成 37 年）に向けて中長期的な計画のスタートに位置づけられる計画となります。



4 人口の推移

本町の人口は、平成26年4月1日現在では23,008人となっており、平成22年から人口の推移は緩やかな減少傾向にあります。人口推計の結果では、今後も人口の減少傾向が続く見込みとなっています。年齢階層別の構成をみると、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は平成22年から減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、平成29年には、6,472人に達し、高齢化率は28.9%となる見込みです。

図：美浜町の人口の推移及び推計

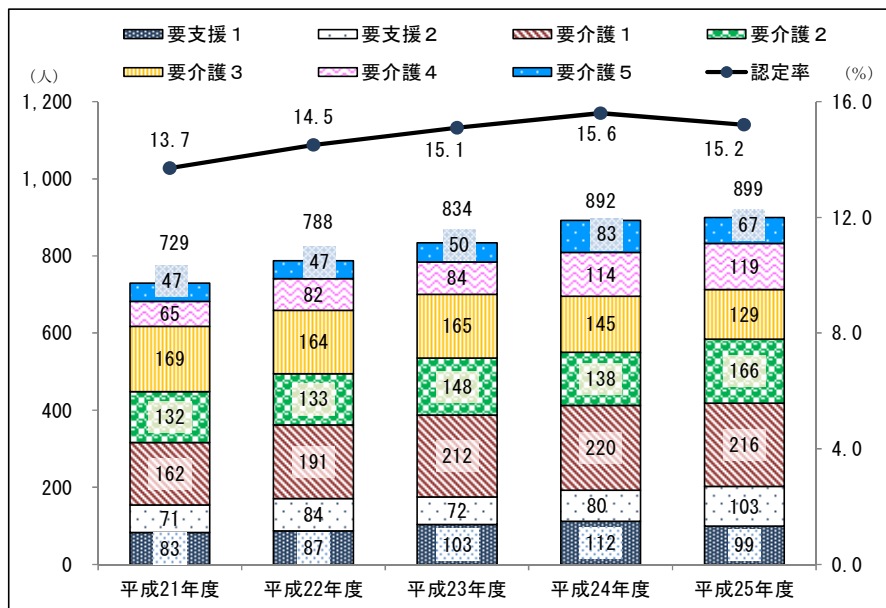


資料：住民基本台帳(各年4月1日)

5 要介護認定者数の状況

要介護(支援)認定者数は、緩やかに増加傾向にあり、平成25年度では899人となっています。また、認定率は、平成24年度までは増加傾向にありましたが、平成25年度では減少しています。

図：要介護(支援)認定者数と認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告 月報(各年10月)

6 基本理念

本町では、平成18年の第3期計画より、「すべての人が参加していきいきと暮らせるまちをめざして」を基本理念に掲げ、高齢者がいつまでも健康で生きがいにあふれた生活を送ることができるよう計画的な取り組みを進めてきました。

本計画は、高齢化のピークを迎える2025年（平成37年）を見据えた中長期的な視野に立った計画のスタートに位置づけられることや認知症高齢者等を地域で支える体制づくりが喫緊の課題であり地域包括ケアシステムの一層の強化が求められていること等を受けて、新たな段階へ移行する計画であるといえます。

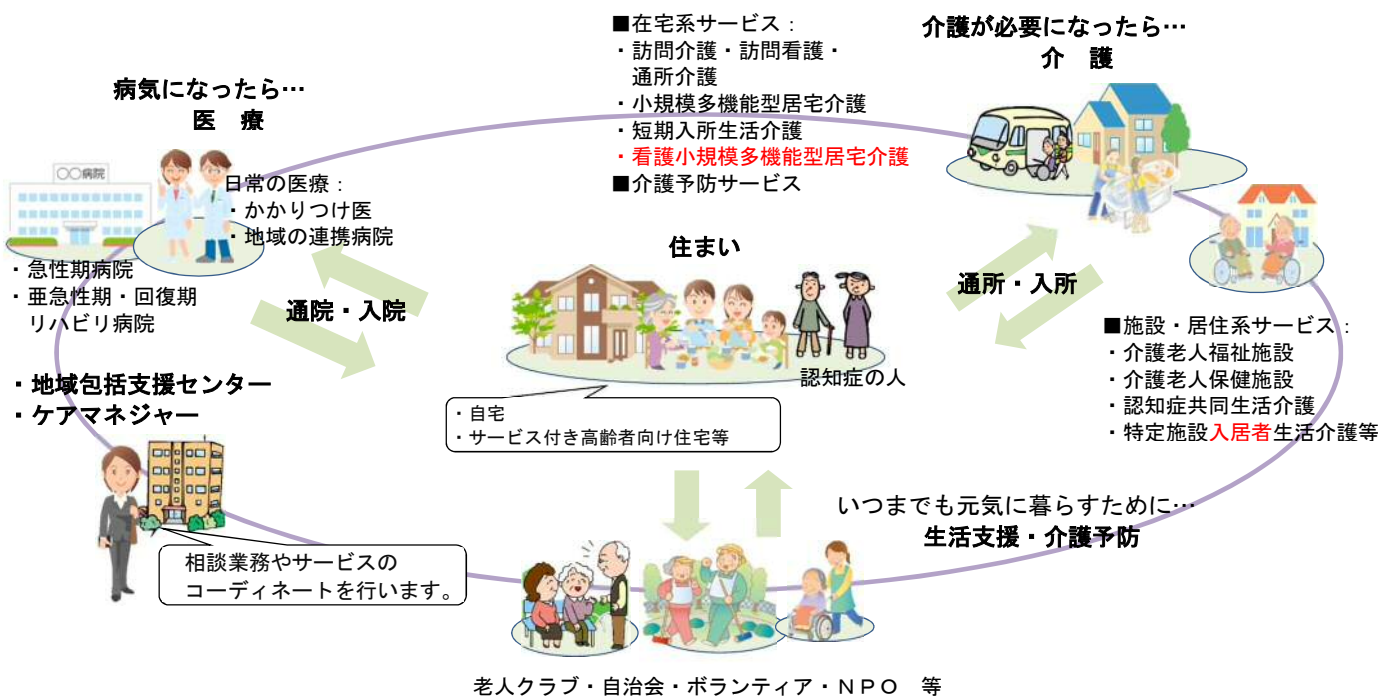
そのため、本計画では、前回計画の基本理念に「地域」と「支え合う」という視点を盛り込み、「住み慣れた地域で支え合い いきいきと暮らせるまちをめざして ～地域包括ケアシステムの構築～」を基本理念とし、その実現を目指していきます。

基本理念

住み慣れた地域で支え合い
いきいきと暮らせるまちをめざして
～地域包括ケアシステムの構築～

■地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を地域包括ケアシステムといいます。本町では、この地域包括ケアシステムの構築に向けて基本目標と重点施策を定め、取り組んでいきます。



7 基本目標

本計画においては、基本理念に基づき、4つの基本目標を以下のように設定します。

基本目標1 介護予防と生きがいのづくりの推進

本町が今まで実施してきた一次予防事業と二次予防事業は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の一般介護予防事業に位置づけられ、新しい介護予防事業として実施します。また、介護予防給付の訪問介護と通所介護が同様に地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行します。既存の介護事業者のサービスに加え、NPOや民間企業、ボランティア等の地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していきます。

高齢者が地域でいつまでも健康でいきいきと暮らすためには生きがいのづくりが重要となります。そのため、高齢者の就労や生涯学習等、生きがいのづくりや社会参加の機会を提供するとともに、これらの活動への参加を促進していきます。

基本目標2 介護保険事業の充実

高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう介護保険サービスの充実を図っていきます。

介護予防給付の訪問介護、通所介護については、法改正によって地域支援事業に移行し、サービスを提供していきます。

基本目標3 安全安心のまちづくりの推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加しています。これらの高齢者が安心して自宅で暮らせるよう支援していきます。また、災害時の避難対策についても体制の構築を進めていきます。

基本目標4 福祉ネットワークの構築

高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、地域資源を活用しながら、認知症高齢者等の支援体制や見守りネットワークづくりを構築していきます。



8 計画の内容

基本目標 1 介護予防と生きがいの推進

1-1 介護予防の推進

第6期から地域支援事業の介護予防事業（二次予防事業・一次予防事業）は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業となり、従来の要支援者に対する訪問介護と通所介護も含めて、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に集約されます。

これまで同様、すべての高齢者に対し、介護予防の必要性を啓発し、自主的な取り組みへとつなげていくとともに、要支援者などに対して住民主体による支援等多様なサービス提供に努めていきます。

■介護予防事業・日常生活支援総合事業

介護予防給付の訪問介護及び通所介護のサービスが介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」として実施することになり、既存の事業所によるサービスに加えて、住民主体の支援等多様なサービスを実施することが可能となります。そのため、住民の参画を促すとともに利用者のニーズにあったサービスの提供を検討していきます。

■介護予防・日常生活支援総合事業の内容

介護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業	(1)一般介護予防事業	①介護予防把握事業
		②介護予防普及啓発事業
		③地域介護予防活動支援事業
		④一般介護予防事業評価事業
		⑤地域リハビリテーション活動支援事業
	(2)介護予防・生活支援サービス事業	①訪問型サービス
		②通所型サービス
		③その他の生活支援サービス
		④介護予防ケアマネジメント

1-2 生きがいのづくり・社会参加の推進

高齢期を自分らしくいきいきと過ごすことは、誰もの願いであり、生きがいのづくりや社会参加が出来る環境づくりを進めていきます。また、これからは、地域の高齢者の生活支援を支える担い手として、元気な高齢者の地域活動への参加を促進していきます。

基本目標 2 介護保険事業の充実

2-1 介護保険サービスの充実

高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう介護保険サービスの充実を図っていきます。介護予防給付の訪問介護、通所介護については、法改正によって地域支援事業に移行し、サービスを提供していきます。

基本目標3 安全安心のまちづくりの推進

3-1 高齢福祉サービスの充実

ひとり暮らし・高齢者世帯等に対して、町が中心となり、さまざまなサービスを行っています。これらのサービスを有効に利用できるよう、周知に努め、高齢者福祉の充実を図っていきます。

3-2 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、道路、公共施設のバリアフリーを進め、高齢であっても、介護が必要であっても安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めます。また、緊急時の対応についても事前に対策を検討していきます。

基本目標4 福祉ネットワークの構築

4-1 地域包括支援センター事業の充実

地域包括支援センターは、(1)総合相談支援事業、(2)権利擁護のための事業、(3)介護予防ケアマネジメント、(4)包括的・継続的ケアマネジメント事業の4つの事業を基本機能として担います。また、第6期計画において、「地域ケア会議の推進」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの基盤整備」の充実を図っていきます。

■包括的支援事業・任意事業の内容

包括的支援事業	(1)総合相談支援
	(2)権利擁護のための事業
	(3)介護予防ケアマネジメント
	(4)包括的・継続的ケアマネジメント
	(5)地域ケア会議の推進
	(6)在宅医療・介護連携の推進
	(7)認知症施策の推進
	(8)生活支援・介護予防サービスの基盤整備
任意事業	(1)介護給付費適正化事業
	(2)家族介護支援事業
	(3)その他の事業

4-2 地域のネットワークづくり

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が、ますます増加することが予想されます。このような状況においては、公的な支援と併せて地域の中での見守り等の支援が不可欠となります。そこで、地域での見守りのネットワークを構築するとともに、ボランティアやNPOなどによる支援活動を推進していきます。

9 保険料基準額の算定

標準給付費及び地域支援事業費の見込み額から算定される 65 歳以上（第 1 号被保険者）の基準月額額は 5,100 円、年額は 61,200 円となります。

	月額	年額
第 6 期保険料基準額	5,100 円	61,200 円

この保険料基準額に基づく平成 27 年度から平成 29 年度までの各段階の第 1 号被保険者介護保険料は、以下のようになります。

段階	基準額に対する割合	年額	対象者
第 1 段階	0.5 (0.45)	30,600 円 (27,500 円)	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第 2 段階	0.75	45,900 円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人
第 3 段階	0.75	45,900 円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第 1 段階、第 2 段階に該当しない人
第 4 段階	0.9	55,000 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第 5 段階 (基準額)	1.0	61,200 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第 4 段階に該当しない人
第 6 段階	1.2	73,400 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人
第 7 段階	1.3	79,500 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人
第 8 段階	1.5	91,800 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人
第 9 段階	1.7	104,000 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の人
第 10 段階	1.8	110,100 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人
第 11 段階	1.9	116,200 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第 12 段階	2.0	122,400 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の人

※基準額に対する割合で年額保険料額を算出する際に、100 円未満の端数は切り捨てています。

※()内は、公費による保険料軽減強化実施後の数値です。

なお、平成 29 年度は、消費税の増税の実施により、保険料の軽減措置が拡大される予定です。

美浜町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画 (概要版)

発行年月 平成 27 年 3 月

発行者 美浜町 厚生部 福祉課

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106

T E L (0569) 82-1111 (代)